

札幌市円山動物園入園券等広告取扱要領

令和5年(2023年)6月14日円山動物園長決裁

(目的)

第1条 この要領は、札幌市広告掲載要綱（平成18年9月7日市政推進室長決裁。以下「要綱」という。）及び札幌市広告掲載基準（平成18年9月7日市政推進室長決裁。以下「掲載基準」という。）の規定に基づき、札幌市円山動物園で取り扱う入園券及び年間パスポート（以下「入園券等」という。）の裏面への広告掲載を希望する事業者の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載基準)

第2条 入園券等の裏面に掲載する広告（以下「広告」という。）は、要綱及び掲載基準を満たす広告を掲載するものとする。また、札幌市動物園条例（令和4年条例30号）及び札幌市円山動物園の基本方針等の観点から、札幌市円山動物園が配布する入園券等の裏面広告としてふさわしいものとする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、募集する際に、その都度仕様書に定めるものとする。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は次のとおりとする。なお、来園者数及び他の広告取引価格等の時勢を勘案し、広告掲載料を1口100,000円未満の範囲において変更することができるものとする。

(1) 入園券は、1口50,000枚とし、1口あたり62,500円とする。

(2) 年間パスポートは、1口10,000枚とし、1口あたり50,000円とする。

2 前項に規定する広告掲載料のほか、広告を募集する際の広告掲載料は、要綱及び掲載基準に基づき、その都度決定する。

(広告掲載事業者の決定方法)

第5条 広告の募集は、札幌市円山動物園公式ホームページ等で公募することとする。

2 広告掲載事業者からの応募が重複した場合は、先着順に広告掲載者を決定するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、入園券等の裏面広告に関し必要な事項は円山動物園長が別に定める。